○四国地方整備局告示第七十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和三年九月三十日

四国地方整備局長　丹羽　克彦

第１　起業者の名称　高知県

第２　事業の種類　一般国道493号改築工事（北川道路２－２工区）及びこれに伴う附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　高知県安芸郡北川村柏木字五代ミゾ、字丸山、字弓山、字新石山及び字島田瀬山地内

２　使用の部分　高知県安芸郡北川村柏木字五代ミゾ、字地主藪、字丸山、字弓山及び字新石山地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一般国道493号改築工事（北川道路２－２工区）及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）は、高知県安芸郡北川村柏木字五代ミゾ地内から同村和田字寺谷口南地内までの延長4,000ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事及びこれに伴う附帯工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道493号改築工事（北川道路２－２工区）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路等の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道493号（以下「本路線」という。）は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けておらず、本件区間は高知県内に存する

ことから、道路法第13条第１項の規定により高知県が道路管理者となる。また、本件区間の改築について起業者である高知県は、道路法第74条の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

（１）得られる公共の利益

本路線は、高知県高知市を起点とし、南国市、香南市、安芸郡芸西村、安芸市、安芸郡安田町、同郡田野町、同郡奈半利町及び同郡北川村を経由し、同郡東洋町の一般国道55号の接続点を終点とする総延長112.6kmの路線である。

本路線は、沿線地域住民の通勤、通院及び買い物等の日常生活を支える生活道路であるとともに、物流等の経済活動においても重要な役割を果たしている。

また、本路線は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき高知県防災会議が策定した高知県地域防災計画において第２次緊急輸送道路に指定されており、災害時や緊急時にも重要な役割を担う路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない線形不良区間や、幅員狭小区間が多数存在するほか、自然災害による通行止めが行われるなど、幹線道路としての機能を充分に発揮できていない状況となっている。

本件事業の完成により、本件区間に線形等の良好な道路が整備され、自然災害発生時などにおける現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

（２）失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和２年10月に、同法等に準じて任意で、大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、振動等については環境基準等を満足するとされており、建設機械の稼働に係る粉じん等については、道路環境影響評価の技術手法に示されている参考値を超える値が見られるものの、散水の実施により当該参考値を満足すると評価され、建設機械の稼働に係る騒音については、法令により定められた基準を超える値が見られるものの、防音シート等の設置等により基準を満足すると評価されている。また、水質については、工事の実施に係る土砂による水の濁り等が発生すると予測されるものの沈澄池等の設置等により、環境への影響が回

避又は低減されると予測されていることから、起業者は本件事業の施行にあたり、当該措置を講ずることとしている。さらに、起業者は、低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、アカザ等、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、オオタカ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧IB類として掲載されているタキミシダ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ、ビロードムラサキ等、準絶滅危惧として掲載されているマツバラン、トサノアオイ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生息環境が広く残されることなどから、影響がない又は極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存するが、起業者が高知県教育委員会と協議した結果、試掘等の手続きは不要とされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（３）事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路をバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における事業計画については、第１案（奈半利川右岸及び集落南側ルート）（申請案）、第２案（奈半利川右岸及び集落北側ルート）、第３案（奈半利川両岸ルート）の３案について社会的、技術的及び経済的な観点から検討が行われている。

申請案は他の２案と比較すると、取得必要面積は３案中中位であるが、支障物件数が最も少ないこと、トンネル掘削土を盛土構造箇所に有効利用できるなど施工性に優れていると判断されること、加えて、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると申請案が合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

（１）事業を早期に施行する必要性

３（１）で述べたように、現道は線形不良区間が存在するほか、自然災害等による通行止めが行われており、本件事業によりその機能を補完・代替し安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、北川村長を会長とする国道493号整備促進期成同盟会より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

（２）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　高知県安芸郡北川村役場